## 会員に対する処分の公示

社会保険労務士会が行った処分の情報は、会則第 47 条第3項の規定に基づき、 会報等で公示するほか、山梨労働局長及び関東信越厚生局長に報告されます。 参考までに、会報に公示された会員権停止処分の文例を紹介します。

- 公示 --- 社会保険労務士会会員権停止社処分公示 -

下記の者については、山梨県社会保険労務士会会則第 47 条第1項 2号の規定に基づき、平成\*\*年\*月\*日から3ヶ月間の会員権の停 止の処分を行ったので会則第47条第3項の規定に基づき公示する。

平成\*\*年\*月\*日 山梨県社会保険労務士会会長 〇〇 〇〇

記

 $\circ$ 

0 0 0 社会保険労務士 月 生 年 В 昭和〇〇年〇月〇〇日 住 山梨県〇〇市〇〇〇 所 社会保険労務士登録番号 19\*\*\*\*\* 〇 〇〇 事務所 事業所の名称 事務所の所在地 山梨県〇〇市〇〇〇 〇